

# 令和3年(2021)年度県外医学部進学者等UIJターン促進事業 公募型プロポーザル実施要領

令和3(2021)年度県外医学部進学者等UIJターン促進事業を委託するに当たり、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

## 1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名  
県外医学部進学者等UIJターン促進事業
- (2) 委託業務の内容  
別添「令和3(2021)年度県外医学部進学者等UIJターン促進事業仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおりに従う。
- (3) 委託業務の履行期間  
契約締結の日から令和4(2022)年3月18日(金)まで
- (4) 委託契約金額の上限  
19,415,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (5) 担当課(事務局)  
保健福祉部医療政策課地域医療担当 沼尾  
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館4階  
電話：028-623-3145  
メール：numaok03@pref.tochigi.lg.jp

## 2 県外医学部進学者等UIJターン促進事業委託公募型プロポーザル(以下、「プロポーザル」という。)への参加資格

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札参加資格者の資格)に規定する者に該当しないこと。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (4) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。
- (5) 地方公共団体等が発注した類似業務に関し、受注実績があり、確実に履行できる者であること。

## 3 プロポーザル実施の手続

- (1) 実施スケジュール

①	実施要領等の公表(募集開始)	令和3(2021)年7月27日(火)	
---	----------------	--------------------	--

②	質問書の提出期限	令和3(2021)年8月4日(水)	17時まで
③	質問に対する回答	令和3(2021)年8月10日(火)	
④	参加表明書等の提出	令和3(2021)年8月16日(月)	17時必着
⑤	参加資格の確認通知	令和3(2021)年8月18日(水)	
⑥	企画提案書等の提出期限	令和3(2021)年9月3日(金)	17時必着
⑦	プロポーザル審査会	令和3(2021)年9月8日(水)	予定
⑧	審査結果の通知・公表	令和3(2021)年9月10日(金)	予定
⑨	事業開始	令和3(2021)年9月下旬	

(2) 実施内容等に関する質問

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書により受け付けます。

ア 受付期間：令和3(2021)年8月4日(水)17時まで

イ 提出方法：医療政策課宛て電子メールにより提出

ウ 提出物：【別記様式1】質問書

エ 回答方法：質問及び回答を取りまとめの上、令和3(2021)年8月10日(火)に栃木県ホームページに掲載します。

(3) 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書、参加確認書及び類似事業の主な受注等実績を1部提出してください。

ア 提出期限：令和3(2021)年8月16日(月)17時必着

イ 提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る。)により、医療政策課宛て提出すること。

ウ 提出物：【別記様式2】参加表明書

【別記様式3】参加資格確認書

【別記様式4】類似事業の主な受注等実績

※ 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届(様式任意)を提出してください。

(4) 参加資格の確認通知

参加表明書の提出者に対して、参加資格の確認を行い、その結果を通知します。ただし、企画提案書の受付期間において参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとします。

ア 通知日：令和3(2021)年8月18日(水)

イ 通知方法：電子メールにより通知します。

(5) 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書を熟覧の上、次により作成してください。

- ア 企画提案書は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに折り込んでください。なお、枚数に制限はありません。
- イ 企画提案書の様式は任意としますが、必ず次の事項を含めて作成してください。なお、記載順序は任意とします。
- A) 企画提案内容
- (a) とちぎ地域医療支援センターサテライトの設置・運営及び相談対応等
  - (b) 県外医学部進学者等の動向調査及び研修・勤務等に関する意向調査の実施
  - (c) 県外医学部進学者等向けの情報発信
  - (d) その他提案内容
- B) 実施計画及び全体のスケジュール
- C) 業務実施人員体制
- D) 類似業務の実績
- E) 見積額(総額、内訳、諸経費、消費税を明記してください)
- ウ 企画提案書は、1者1提案のみとします。

(6) 企画提案書等の提出

企画提案書等は次のとおり提出してください。

- ア 提出期限：令和3(2021)年9月3日(金) 17時必着
- イ 提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る。)により、1(5)に提出すること。
- エ 提出物：企画提案書及び見積書(正本1部、副本7部)
- なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名(参加者名を容易に類推させる表示を含む。)を記入しないでください。

(7) 企画提案書等提出書類の取扱い

- ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替は原則として認めません(審査に影響を与えない軽微なものを除く。)
- イ 提出書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- ウ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製することがあります。
- エ 企画提案書は、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例32号)に基づく公文書開示請求の対象となります。

## 4 委託候補者の選定

(1) 審査方法

企画提案書の審査及び委託契約候補者の選定は、別表「審査基準」に基づき実施します。

参加者が1者だった場合には、総合的に評価して委託契約候補者としての適否を判断します。ただし、審査結果のいかんによっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがあります。

また、各委員による評価の合計点の平均が70点未満の場合は、当該企画提案書を契約候補者として選定しないこととします。企画提案者が1者の場合も同様とします。

(2) プロポーザル審査会(プレゼンテーション)

ア 開催日：令和3(2021)年9月8日(水)(予定)

イ 場所：栃木県庁本庁舎(予定)

ウ 所要時間：1者あたり40分を予定(説明20分、質疑20分)

エ 注意事項：

- ① 審査会の会場、集合時刻及び準備物等は参加表明書の提出者宛て後日連絡します。なお、各参加者のプレゼンテーションの順番は、事務局において厳正な抽選を行い決定します。
- ② 審査会は非公開とします。
- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、企画提案書の審査会(プレゼンテーション)はWEB会議形式により実施する場合があります。その場合は参加表明書の提出者に対して別途通知します。

(3) 審査基準

別表「審査基準」のとおりとします。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに参加者宛て通知するとともに、プロポーザル参加者数、契約候補者の名称等を栃木県ホームページに掲載します。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(5) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、当該参加者は失格となる場合があります。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

イ 必要な記載又は書類が欠けていた場合

ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

エ 見積書記載金額が1(4)の上限額を超える場合

オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

カ 審査要領で定める委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 5 契約の締結

(1) 選定された契約候補者と契約締結の協議を行います。

(2) 契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求める場合があります。

(3) 契約締結の協議が整わなかった場合、審査結果の上位の者から順に協議を行います。

(4) 契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とします。

## 6 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出等プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 企画提案書の著作権は参加者に帰属し、委託契約候補者が提出した企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で栃木県に帰属するものとします。
- (3) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上してください。
- (4) 委託業務における制作物の著作権は、栃木県に帰属するものとします。委託契約期間終了後、栃木県が制作物を使用するにあたり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記してください。
- (5) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなします。